OUKA
The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	人間の安全保障研究と国際関係論 : 新しいリサーチの地平?
Author(s)	栗栖, 薫子
Citation	国際公共政策研究. 2009, 14(1), p. 15-30
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/10253
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

人間の安全保障研究と国際関係論
― 新しいリサーチの地平？

Human Security Studies and IR
: New Research Frontier?

栗栖薫子*

Kaoru KURUSU*

Abstract

Human security, since the mid 1990s, has gained growing attention in policy circles as well as academic communities, including those in IR research. This paper first portrays how human security has been analytically treated in the IR discipline. The last decade witnessed a diversification in human security research, ranging from empirical studies of policy networks to post-positivist analyses of human security discourse. This paper then illustrates what challenges have been posed by introduction of human security, which will include levels of analysis problem, more sophisticated description of global governance, and re-conceptualization of state sovereignty. The last section of this paper indicates new research themes and questions, proposed for future human security research in IR.

キーワード：人間の安全保障、国際関係論、研究史

Keywords：human security, international relations, research history

* 大阪大学大学院国際公共政策研究科准教授

はじめに

2001年のInternational Security 誌において、パリス（Roland Paris）は、次のように述べている。すなわち、第一に、人間の安全保障は持続可能な開発と似ている―誰でも賛成するが、それが何を意味するのか明確でない。第二に、政策的なキャンペーン・スローガンとして使う人々にとっては、概念を厳密化するよりも広くとらえる方が望ましいだろう。政策用語と学術的分析との関係に関するこの問題提起は、現実の国際政治の事象との相互作用のなかで発展してきた国際関係論が、しばしば直面する課題でもある。パリスの論文は安全保障研究の主要な学術誌において人間の安全保障をとりあげたことで注目され、また人間の安全保障概念にまつわる問題点を端的に指摘したものであった。しかし、その結論は、国内の非伝統的な安全保障問題を研究する諸分野を総称する「ラベル」として、「人間の安全保障」を用いるべきであるというものであった。これは人間の安全保障にかかわる研究者達を必ずしも納得させるものではなく、その後も「ラベル」以上のものを求めて研究が進んでいる。

本稿では、国際関係論というディシプリンが、人間の安全保障という新しい研究課題にどのように取り組んできたのか、逆に、国際関係論に対して人間の安全保障研究はどのような挑戦をもたらしたのかを検討する。最後に、国際関係論の将来とも関連付けながら、人間の安全保障研究の新しい方向性について提示することとしたい。

１．研究の背景

1-1　人間の安全保障に関する研究・教育の増加

今日、人間の安全保障に関する研究は国際機構論、地域研究、開発研究、人類学、社会学、教育学、公衆衛生などの諸分野で行われており、国際関係論はその一翼を担っている。これまでに複数の諸国の大学や研究機関において、人間の安全保障研究が開始されている。サイモン・フレイザー大学の人間の安全保障センターは、*Annual Human Security Report*を2005年から発行し、人間の安全保障と武力紛争に関わる領域で実証的なデータを提供している。北米では他に、タフツ大学フレッチャー・スクールの人間安全保障研究所（Institute for Human Security）、ハーバード大学人道政策・紛争研究プログラムなどがある。オックスフォード大学のCentre for Research on Inequality, Human Security, and Ethnicity（CRISE）、Human Security Journalを刊行するパリ政治学院に設置された平和・人間の安全保障センター（Center for Peace and Human Security）なども挙げられる。また、国内外の学会の研究大会や学術誌でも、人間の安全保障に関するセッションや特集が用意されるようになった。[1)]

1）ISA(International Studies Association)による2008年研究大会を例にみると、‘Violence, Bodies, and Selves II: Conflict, Human Security, and International Politics’、‘Environmental and Human Security in Africa’、‘Humans and Human Security’、‘Feminist Analyses of Human Security’、‘Security and Global Governmentality I’(人間の安全保障がテーマ)、‘Beyond Critical Security Studies: Human Security in the Age of Globalization’といったセッションが組織された（ 49th Annual Convention, San Francisco, March 26-29, 2008；セッションの総数は約 1100；人間の安全保障に関する単独の報告は含めていない)。日本国際政治学会でも、会員登録上の専門分野キーワードの一つとして人間の安全保障が登場した。

一方、日本でも、東北大学、東京大学、東京外国語大学、東海大学、同志社大学、中部大学、大阪大学などに人間の安全保障を冠した研究プロジェクト、研究センター、教育プログラムが設置された。[2] また、日本の複数の大学組織を中心とした人間の安全保障コンソーシウムが2005年に形成されたが、国際関係論にとどまらず開発研究、人類学などを横断した体制となっている。[3] 研究所やセンターの設立については、人間の安全保障というアピール力のある言葉を用いて研究資金を維持・獲得するという側面もあっただろうが、上述の教育・研究活動はそれだけにとどまるものではない。このような日本での関心の高まりの背景には、中等教育レベルでの「人間の安全保障」政策の学習という裾野の広がりがあることを追記しておく。[4] この状況をみると、主流とはいえないにしても、人間の安全保障が学術研究分野として一定の位置を占めつつあることがわかる。

1-2　国際関係論/安全保障研究における人間の安全保障導入の背景

多くの社会科学がそうであるように、国際関係論における研究の進展と、現実の政策的展開とは相互に密接に作用しあうことが多い。人間の安全保障研究が増加した背景にも社会の変化があり、それを受けた国際関係論の変化があった。第二次世界大戦期以後の国際政治学における、また冷戦期の安全保障研究におけるおもな関心事はナショナル・セキュリティであり、核抑止や同盟論を中心とした国際安全保障であった。一方、平和研究においても南北の国家群の階層性、あるいは資本主義エリートと一般人民との支配・従属の構図が分析の対象となりやすかった。画期的な概念として「構造的暴力」が登場したものの（Galtung)、必ずしもミクロに「ヒト」に焦点をおいたわけではない。

冷戦後における軍事支出削減と平和の配当を求める社会的動きは、研究資金を軍事安全保障研究から他へと移動させることへの期待とも連動した。また旧ユーゴやルワンダの経験は国内における武力紛争への学術的な注目を高めたし、他方で、構造調整政策の弊害とそれにともなう社会の不安定化は、開発論のなかで、社会開発や人間開発という方向性を生み出した。こうした動きは、一方でグローバリゼーションの加速化、他方でローカリゼーションと多様性を求める動きにともなってよりいっそう顕著になっていった。開発分野では多少早く人や社会に焦点をあてたアプローチが登場していたが、1990年代になってからの国内紛争における被害の深刻性や国内避難民の問題により、安全保障分野でも人を中心としたアプローチが導入されるようになった。国連における開発、安全、人道言説のオーバーラップはこの時期に始まったといえ、ブトロス＝ガリ事務総長は『平和

2）日本の国内でも単独科目として人間の安全保障（ヒューマン・セキュリティ）を提供している大学に、同志社大学、フェリス女学院大学、東京大学、大阪大学などがある。これ以外にも従来の講義科目名を用いつつ、内容は人間の安全保障をテーマにしたものなどが見られる。さらに国際紛争論や平和研究、また国際関係論などの科目において、単元の一つとして人間の安全保障に言及することが非常に多くなっている。

3）2007年度より年次の教育研究大会を開催しており、12組織から構成される。

4）中等教育レベルの教科書にも、国際貢献とのかかわりにおいて人間の安全保障への言及がなされるようになった。たとえば、中学校教科書では、大阪書籍の2007年版『公民』を参照。高校レベルでは大部分の教科書で取り扱われており、『現代社会』（山川出版、数研、三省堂、東京書籍、実教出版、清水書院)、『政治経済』（相原書店、清水書院）などがある。内尾太一氏（東京大学大学院）からも示唆をえた。

への課題』(1992年)において、安保理と総会は「人間の安全保障への統合的アプローチ」において特別で不可欠な役割を担うと述べている(パラ16)。

一方、1980年代半ばから90年代の安全保障研究においては存在論的、認識論的な見直しがなされるようになった(Chilton; Krause and Williams; Fischer; Buzan 1997; Baldwin; Ullman)。存在論的な変化としては、第一に、何が脅威であるのかに関して、多元的な脅威に目が向けられるようになり、その妥当性をめぐっての議論が行われるようになった。地球環境問題や、文化やアイデンティティの問題を安全保障と結び付ける研究も登場した(Deudney; Levy; Lynn-Jones; McSweeney)。第二に、どのレベルが、安全保障研究の対象(referent object)なのかをめぐる論争が発生し、そのなかで、個人の安全保障、社会の安全保障、地球規模の安全保障といった新たな見方が登場している(Ashley; Booth 1991a and 1991b; Donnelly; Wæver et.al.; Wæver; Falk)。認識論的には、コンストラクティビズムに見られるような再帰的な認識枠組みのもとで、主体にとっての脅威を客観的に導出しその行動を予測することは可能なのか、という問題意識が生まれた。脅威や守るべき価値は社会的に構成されるものであると見なされ、エージェント―構造関係の解明が焦点となった。「安全保障研究」を社会的営みとしてみなし、それ自体を批判的に分析する論考も登場した。

1-3 政策領域における人間の安全保障の導入

1993年、1994年版のUNDPの『人間開発報告書』を契機として、開発や安全保障の分野で人間を中心としたアプローチをとる政策の呼称として、人間の安全保障という言葉が使われるようになった。政策実践という観点からみた場合には、社会開発サミットの準備プロセスにおける対抗言説などのような有用性は別として、人道や開発分野で活動する多くのNGOにとって人間の安全保障はさほど目新しい考え方ではなかっただろう。人間の安全保障は、まずは国際機関における縦割行政の在り方、政府の政策の意義づけなどにモメンタムを与えることになった。日本、カナダ(クレティエン政権期)、ノルウェー、メキシコなどの政府の政策として、また援助機関のプロジェクトにこのような名前がつけられた。

政策的にみて人間の安全保障とは、人々の生活と生命にとっての中核をダウンサイド・リスクに対して守ること、平素よりそのために人や社会の能力を培うことを共通項とするものである。このような観点から、規範作成と国際的な受け入れ促進(例えば人間の安全保障委員会の活動、介入と国家主権に関する国際委員会の活動)、人間の安全保障を国内、国際を問わず具体的な政策分野に導入し実施するためのガイドライン化(例えば人間の安全保障基金の案件審査手続き)が実施されている。平和構築、災害対策など個別案件について、人間の安全保障の考え方を導入し、これまでとは異なるようなプロジェクトを試みることなどが例である。また、対人地雷禁止、国際刑事裁判所の創設、武力紛争下における児童の保護などを求める市民社会や政府の政策的連合によるスローガンとしても人間の安全保障が用いられていった。

２．国際関係論における人間の安全保障研究の類型

それでは、国際関係論において、人間の安全保障はどのように研究されてきたのだろうか。

2-1　「ラベル」、研究分野の総称

まず、人間の安全保障を学術的概念とは認めず、政府の既存の政策、既存の研究をよりアピールするための、呼称としての有用性のみを指摘する立場がある。また、これよりもやや肯定的ではあるが、開発や人道問題など非軍事領域を中心としたサブ・ナショナルな安全の問題を一括りにして、安全保障研究内の新分野として扱うための、包括的呼称としてはどうかという提示が、前述のパリスによってなされた。「人間の安全保障」と呼ばれる諸争点はそれぞれに重要であるが、国家安全保障のような一貫した理論体系となることは不可能との前提にたつものである。難民や国内避難民問題、平和構築など、いわゆる「新しい安全保障」研究と呼ばれる諸分野を包括し、「人間の安全保障研究」という新分野で扱うべきであるとする。

2-2　概念的分析

一方、人間の安全保障研究が登場した初期においては、従来の安全保障や開発概念や、人権や人間開発との違いを検討し、そもそも人間の安全保障とは何であるのかを抽象的に論じるような概念的研究が行なわれた（Tadjbakhsh;押村；栗栖1998）。ここでは国際関係論における人間を中心とした安全という考え方の位置づけ―安全保障の主体と客体の特定化、脅威/危険の特徴の記述、安全の実現にかかわる行動原理の抽出など―が議論された。

2-3　モデル・指標の構築

人間の安全保障を、操作可能な学術的概念として創出する試みもある。たとえば、人間開発指標（HDI）と類似したトゥールとして、人間の安全保障指標（HSI）の策定を試みたキングとマレーらによる研究が含まれるだろう。「単純で厳密で測定可能な人間の安全保障の定義」として、「一般貧困」を経験しないですむ年数に基づき、将来のリスクを織り込んだモデルを、彼らは提示した（King and Murray）。このモデルは人間の安全保障を構成する多様な諸要素と性質を一般化し、人間の安全保障を将来のリスクを組み込んだモデルとして提示し、数値化する基礎を提示したもので意味がある。他方、何を客観的指標の要素として組み込むのか（例えば人権と基本的自由）についての合意が困難であるといった批判があった。

もう一つの方向性は、「閾値」（threshold）を重視し、人々の安全にとっての最低ラインを超えるかどうかという観点から人間の安全保障をモデル化するものである（Owen 2004）。オーウェンらはこのモデルを精緻化し、一般化された指標（貧困度、政治的自由度など）を国レベルで画一的に用いるのではなく、サブナショナル・レベルで個別に重要な指標を選択して閾値を推測し、地域ごと

の人間の安全保障を明らかにしようと試みた（Benini and Owen）。

2-4 政治プロセスの実証研究

人間の安全保障を個々の領域に導入されうるソフトな規範と位置づけるならば、それが具体的な各争点領域にどのように反映されていくのか、その政治プロセスの特徴を明らかにすることには意義があろう。児童兵の問題、国際刑事裁判所の設立、越境組織犯罪など、人間の安全保障にかかわる規範やルールを、human security 'treaties'と仮に呼ぶとして、その形成プロセスにおける人道的言説の影響、また既存の規範との対立や調整を分析するものである。市民社会による新しい行動パターンや影響力に焦点をあてると同時に、学習のプロセスを経た政府側が類似したレジーム形成においてどのような対応戦略を用いるのかなどは、新しい国際政治の課題である（足立）。こうした研究は、コンストラクティビズムの興隆と軌を一にするものであり、コンストラクティビズムが実証研究に取り込まれるなかで、客観的なデータや資料を用いた言説分析や、既存の国際関係論の理論（合理的選択、国内政治モデルなど）との接合に向かったこととも関係しているようである。

また、上記以外にも各国政府や国際機関の政策としての人間の安全保障について、その立案過程や政策の特徴を分析するものもある。たとえば、カナダが人間の安全保障政策を対外政策として導入する過程の実証研究（和田;MaRae）、アクスワージ外相退任後に人間の安全保障政策が経済重視へと変化したことについての記述（Smith）、ハーパー保守政権における対米重視政策導入までの経緯についての分析（福島）などがあげられる。また、EUの対外政策と人間の安全保障のかかわりについての研究なども登場した（Glasius and Kaldor）。

2-5 人間の安全保障に関する個々の事例や地域の研究

最近ではアフリカの国内避難民、移民のおかれた不安全状況、ダム建設による強制移住など個々のケースを詳細に実証分析し、人間の安全、安心という観点からの示唆的結論を導き出そうとする研究が多くなされるようになった。たとえば、アジア経済研究所から2006年に出版された『人間の安全保障の射程－アフリカにおける課題』（望月克哉編）はこのような視点にたつ著書であるし、移民・環境・人身取引などに焦点をあてた研究などもある（Kleinschmidt 他）。

2-6 ポスト実証主義

1990年代以降の国際関係論では、冷戦枠組みと科学主義偏重からの解放にともない、ポスト実証主義の諸学派による議論が批判的なものも規範論も含めて関心をよんだ（Frost）。たとえば、人間の安全保障や人権などにともなう価値の「普遍性」の問題、「まなざしの政治の問題」、「統治性」の問題などから批判的に分析する研究がある（土佐）。換言すれば、人間の安全保障という「眼鏡」自体がどのような視線によるものであり、どのような権力構造のもとで形成されたものなのかさえも研究の対象となる。

ニューマンが「人間の安全保障は規範論としては強いが、分析力は弱い」と述べているように、新しい価値創造や実践をめざすような規範的志向性をもつ研究は重要であろう。たとえば、「国際秩序」と「人権／人道」という二つの規範間の緊張関係を中心軸として、英国学派においては多元主義的な国際秩序における政治エリートの責務について主張する研究（R. Jackson）、連帯主義的立場から人道的介入について論じたもの（Wheeler）などがある。さらには、なぜ他者を救うのかといった「倫理」や、社会正義への視点も人間の安全保障研究において導入されつつある（Nussbaum 2000, 2001; Ikeda）。表１は、認識論と存在論という軸で人間の安全保障研究の状況を示したものである。

表１　国際関係論における人間の安全保障（関連）研究　（著者作成）

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">認識論</td></tr>
<tr><td></td><td>実証主義</td><td>ポスト実証主義</td></tr>
<tr><td>存在論
国家</td><td colspan="2">ブザン　ジャクソン</td></tr>
<tr><td>多様な主体も含む</td><td>政策過程の一連の研究：
福島など　アチャリア
P.エバンズ
キング＆マレー</td><td>タジバクシュ
ニューマン
ブース　土佐
リンクレーター</td></tr>
</table>

３．人間の安全保障への批判

以上に述べたこととも関連して、人間の安全保障に関する批判を、学術的なものも政策論も含めて次のようにまとめることが可能である（Tadjbakhsh et.al.; 栗栖2001）。

①古いラベルから新しいラベルに張り替えたにすぎない、政策スローガンであるが学術概念としては意味がない（Paris）。②国際的な安全保障問題についての還元主義的な分析につながるため、国際関係論における「誤った方向転換」である（Buzan 1991; 佐藤1999）。③概念が曖昧である。第一に、個人にとっての脅威をすべて対象とするため、概念としての分析力が失われる。第二に、定義が曖昧であるために何をもって何を説明するのか、因果関係の設定が明確でない（循環論に陥る）（Paris）。④個々人の安全は主観に左右されるし、研究自体が価値規範を追求する指向性が強いので、分析概念としての客観性に欠く。⑤概念的には学際的な研究を必要とするというが、実際に学際的な研究を行うことは困難である。⑥ポスト実証主義の立場からは多くの批判がなされる。とくにセキュリタイゼーションに関連する学術的行為の「政治」性－何が安全保障の問題であるのかの

定義化―によって、特定のものを排除し特定のパワーを強化する、あるいは脅威を創出するという問題がある（O'Manique）。⑦政策研究としては、多様な脅威が対象となるため政策上の優先順位がつけられないという批判がある。

これらの批判に対してどのように答えていくのかが、人間の安全保障を研究テーマとするそれぞれの研究者にとっての課題となるであろう。

４．国際関係/国際関係論に対する挑戦

4-1　人間の安全保障の要請vs. 多元主義的国際関係

人間の安全保障は、既存の国際関係における規範とガバナンスのあり方、ひいては国際関係論の既存の理論や方法論への挑戦を提示している。人間の安全を中心にして、社会関係、トランスナショナルな関係、国際関係を捉えるという視角は、国際関係論においてどのような意味をもつのであろうか。

人間の安全保障は、現在ある国際関係の規範や制度に対して、部分的にであれ、変化を促す側面をもっている。主権国家からなる国際システムを基盤とした既存の制度や実行と、国家を超えた「普遍」性をもつ人間の尊厳の実現という目標との間でギャップが生じている。このような背景において、国際関係論のポジティビスト諸理論のうちリベラリズムは十分な分析モデルを提示しておらず、英国学派、社会構成主義、ポスト実証主義からの関心を呼んだ。くわえて、既存の制度や秩序を前提としながら問題を提示し、解決を模索するという課題解決型の分析では、こうした社会構造の変革を求めるニーズには十分に対応できない。

ニューマンは、国連を事例にとりあげ、（英国学派のいう）多元主義的機関である国連と、人類共通の価値としての連帯主義的目標としての人間の安全保障のギャップを指摘する（Newman）。新しい形として、国連グローバルコンパクトのような市民社会や民間部門（企業）との連携が始動しているが、人間の安全保障という観点からの実効性を確保し、かつ継続的に批判的な見直しを行うことが求められている。こうした背景において国際関係論は、現状変革的、連帯主義的方向性をもつ人間の安全保障を、いかに適切に記述し、説明し、さらには有効な処方箋として提示できるのかという問題に直面している。

4-2　グローバル・ガバナンスの動態的変化の記述・説明

上述の問題は、グローバル・ガバナンスの正当性や手法ともかかわってくる。ガバナンスの在り方としても、人間の安全保障は原理的に社会の変革を要請する方向性をもつが、この点は秩序の安定を志向する伝統的安全保障との一つの相違であろう。人間の安全保障に関するグローバルなガバナンスの動態を、いかに記述し、またその因果メカニズムを明らかにするのかがもう一つの課題である。

原則・規範・ルール・意思決定手続きとしての、従来のレジーム論の延長としてのグローバル・

ガバナンス論は、基本的には静態的である。これに対して、人道分野における多様な条約やソフトローの形成における政府・NGO・個人・ネットワークなどの役割、これらの規範やレジーム間での相互作用、ローカル・リージョナル・グローバルなガバナンスの複雑な見取り図に関わる動態的変化を記述し、説明する分析手法が必要となっている。

すでに着手された研究としては、ネットワーク論、社会運動論、シミュレーションを用いたマルチエージェント分析、コンストラクティビズムを応用した政治過程分析、規範の分散革新モデル（三浦）などが有望である。私的な行為主体が人間の安全保障にどのような影響を及ぼし、それに対していかなる規制が行われるのか（例えば、紛争ダイヤモンドをめぐる企業と政府の関係、それがもたらす現地の人々への影響、さらには紛争ダイヤモンド規制のためのキンバリー・プロセスなど)。プライベート・レジーム、マルチセクトラルなハイブリッド型レジームの動態を明らかにすることも新しい領域であろう。それと同時に、国家にとっての新しい機能的役割、正当性のあり方、国益の再定義状況を記述し、グローバル・ガバナンスの議論に再度組み込むことが必要となるだろう。

4-3　分析レベル―サブナショナル、トランスナショナル・レベルの組み込み

人間の安全保障を分析するためには、ローカルなコミュニティや多様な社会集団などサブナショナル・レベル（あるいは、これらが国境を越えるという意味でトランスナショナル・レベル）に目を向けることが必要となる。国内のフォーマルな政治プロセスへの参画が見えにくい人々については、従来は人類学などの学問が対象とする分野であった。しかし、世銀やIMFなどの国際金融機関による政策がこれらの人々に及ぼす影響、またその反作用が生み出すプロセスの波及などは、今後は国際関係論においても研究対象となるべきであろう。社会集団に共有された慣習法、意思決定のメカニズム、地方の統治におけるあり方が人間の安全保障に及ぼす影響も組み込みつつ、再考する必要がある、さらに、グローバルなアクターとの相互関係も視野に入れる必要があろう。

4-4　国家論、国家主権論の再考

国家の形態が人間の安全に及ぼす影響についての研究が行われるようになっているが、未だ途上である。なかでも脆弱国家（fragile state)、破綻国家（failed state）などの用語のもとに、国家の基本的分野における統治能力の欠如、正当性や権威の揺らぎが、人々の安全にもたらす影響が焦点となっている。脆弱国家に対しては、合法政府に代替するエージェントとして国際機関、援助機関、軍閥などがかかわるようになっており、それらのもたらす財の性質やリスクと人間の安全保障との関係について、明らかにする必要がある（浜名・笹岡)。

おそらく最も重要な課題の一つは、国際政治学における国家主権の考察であろう。ジェノサイド、民族浄化からの住民の保護、武力紛争下における文民の保護などの問題は、1990年代に実務レベルを中心として検討が進み、「保護する責任」として浮上した。このような展開の背景には人道的介入の是非をめぐる国際法上の論争、国内避難民保護などをめぐる規範形成があったが、国家主権を超

えて国際社会が人間の安全保障にかかわる必要性に迫られており、また徐々に実行が積み重ねられつつある。国際関係論は、この問題に十分に取り組んできたとはいえないのである。

５．国際関係論と人間の安全保障における新しいリサーチの地平

5-1　国際関係論にとってのテーマの可能性

人間の安全保障は、国際関係論においていくつかの研究テーマの可能性を提示している。第一の方向性は､国際政治におけるパワーや国益など国際関係論における主要な関心事項との関係である。広義の人間の安全保障が大国間政治にどのような影響を与えるのかは興味深いテーマである。たとえば、国連安保理を対象として言説や投票行動を分析することができるし、安保理における議題にはどのような変化が生じるのか、大国の言説には変化が見られるのかなどが研究対象となろう（安保理における､「武力紛争と女性」「気候変動」などのセキュリタイゼーション現象は注目される)。

第二に、人間の安全保障にかかわるイシュー領域ごとの国際的な規範形成の政治過程追跡は、引き続き重要な貢献であると考えられる。人道的な規範を推進するNGOや一部の中小国の勢力と、既存の規範を支持する側との相克、あるいは経済的、軍事的な利害関係を反映した駆け引きなどは、新しい国際政治の在り方を明らかにするうえで有益である。またこうした規範設定が条約のようなフォーマルな形態をとるのか、指針のようなソフトな形態をとるのかなど、国際的な規範設定の新しい傾向を解明することも求められる。規範のタイプには、人間の安全保障それ自身のような原理的な包括的なものから、個別のより特定の規範的内容を持つもの（対人地雷の製造・販売・使用の禁止）まで区別することができ、それぞれの特色がどのような違いを政治過程や結果にもたらすのかも研究のテーマであろう。

フィネモアらの社会構成主義により、人道、人権や開発にかかわる規範の伝播についてはモデル化（ライフサイクル・モデル）がなされたが、社会学の制度論の流れを受けたマクロ・ベース（国際システムレベル）モデルであるという限界がある。人間の安全保障の研究においては、以下の分野でのさらなる検討に基づいたモデル化と実証が必要となるであろう。①既存の国際規範との対立や調整（例えば主権や内政不干渉原則)、また②ローカルな規範や制度との関係性（たとえば移行期正義の国内への導入の際のローカルな慣行との組み合わせなど）に注目する研究（Price）がありえる。さらに、③すでに合理的選択や学習モデルを応用した国内受容メカニズムの解明が進んでいるが、これを人間の安全保障に関連したテーマに適用することが可能である（例えばCheckel)。

第三に、武力紛争、平和構築、開発政策など個々の課題について（Cockel)、あるいは地域に焦点をあてて、人間の安全保障という観点から引き続き分析していくことは意義がある。人間の安全への影響を、詳細にプロセス追跡して明らかにするタイプの研究が考えられる（human security assessment)。例えばテロ対策は人間の安全保障にとってどのような影響を及ぼすのかといった課題である。

人々の安全/不安全は、国家の統治能力、正当性、政治制度などの、国家と人間との関係性から捉

えられる。いわゆる脆弱国家や失敗国家のガバナンスの欠如が上述の分野においてどのような影響を与えているのかについては、近年研究が進んでいるものの、引き続き進展が望まれる。しかし、それだけでなく、ローカルなレベルの社会資本や不安定要因（慣習、武装勢力による支配、社会集団間の対立や不平等など）、トランスナショナル/リージョナルなスピルオーバーなど、適切なレベルとの複雑な関係性のなかで人間の営みを明らかにすることが必要となるであろう。

第四に、それぞれがおかれた文脈や経験、所属する集団などによって安全認識は異なっており、そのために主観的認識に焦点をあてた調査が必要である。たとえば、社会調査法（構造化、半構造化聞き取り調査）を用いた、多様な地域や集団における安全認識（主観的認識）の調査を行うことが可能であろう。その萌芽的な調査として、世銀チームによるタンザニア社会における調査（Narayan）、南アジア諸国社会における不安全認識の調査（SDSA Team）などがあるが、こうした調査が途上国だけでなく先進国も含めて、また国単位だけでなく社会集団や地域、ジェンダーや世代別などによって実施されるべきである。

第五に、グローバル・ガバナンス研究として、人間の安全保障の実現にかかわるガバナンスの動態を分析する方向性も考えられる。MDGs、国内避難民の保護、ヒューマン・トラフィキングの防止など個々の問題領域をめぐるガバナンス、あるいはマルチレベルのガバナンスを明らかにすることである。

5-2　実証研究、ポスト実証主義の関係

グローバル化のもとで急速な速度で変化する国際状況において、多様な相互作用がローカルにも生まれるなかで、ポスト実証主義による研究が示唆するものは今後いっそう重要となるであろう。批判理論は、現行の国際／国内政治や制度のあり方の問題性や学問体系としての国際関係論の構造を問題視している。既存の実行や規範の問題性を指摘し、人間の安全保障という考え方や実行自体への批判的検討も含めて、常に脱構築が行われるべきであろう。規範論は「正義とは何か」「だれが、どのように決定するべきなのか」といった課題を国際関係論において論じることの必要性を提示している点で重要性を持つであろう。

同時に、どのようなオルタナティブが選択肢としてあるのかもまた提示される必要があるだろう。政策論的にみるならば、個々の特定領域に人間の安全保障を導入することによってどのような政策的変化（目指す価値、当事者の範囲、手法、意思決定方法など）が見られるのか、言い換えれば、人間の安全保障は個々の分野（例えば平和構築）においてどのようなガイドラインとして機能するのかという問題である。その原理としては、配分的正義かあるいは市場メカニズムの重視か、内発性や自発性の重視かあるいは介入型の政策か、固有の文化や歴史の考慮か普遍的価値の優先なのか、主権をどこまで擁護し、制約するのか、といったグラデーションの中で、どのような組み合わせがありえるのかを考察する必要がある。

以上に述べたような研究のパターンはそれぞれに、今後しばらくの間、人間の安全保障に言及す

る研究として並存していくであろう。人間の安全保障の概念が曖昧であることは、明確な定義化にともなうセキュリタイゼーションという学問の政治的行為により、特定の課題だけが取り上げられることを回避する役割を果たしており、多様な観点から人間の安全保障評価を行うことを許容している。

5-3 他の学問分野との連携

人間の安全保障を国際関係論のパラダイムに無理やり押し込めることは避けるべきであり、むしろ他の学術領域と統合的な視角の形成や協働を促進する必要がある（Acharya）。すでに述べたように、人間の安全保障においてはディシプリンを越えた研究・教育体制が始動しつつある。他方、国際関係論の立場にたつならば、国際関係論の狭義の論争の中に人間の安全保障が押し込められる弊害を避けると同時に、他分野との協働によって得られた多層的ガバナンスにかかわる知見をディシプリンのなかに取り込んでいくことが可能である。国際関係論はもともと学際性を特徴としており、国際法、政治学、外交史、経済学、社会学なしには成立しなかったであろう。人類学・地域研究・開発経済学・医学・心理学などとの学際的研究の在り方はどうあるべきなのか、あらためて考える必要がある。具体的には、共同研究プロジェクトに複数分野の専門家がかかわることが可能である。たとえば統計的な実証研究に基づく仮説のもとに、定性的な聞き取り調査、資料調査に異分野の研究者がかかわるなどの形態がある。そのような場合には、国際関係論内の学派論争から離れる必要があると同時に、しかし政治プロセス、資源配分、統治、正当性、国際介入などに関する分析能力を持つことは国際関係論から貢献可能な部分である。

また、付け加えるならば、国際関係論と国際法は隣接分野であったにもかかわらず、国際法における人間の安全保障研究はこれまで限定的であった。人間の安全保障は、主権平等と内政不干渉を原則とした国際秩序と、人権規範との調整にかかわるものであり（栗栖 2005）、国際法学と国際関係論の共同参入可能な研究テーマである。具体的には、人間の安全保障が国際的な法や規範にとってどのような影響や示唆をもつのかということであり、主要な研究領域として、国際法における安全保障の定義の変化、国連憲章における人間の安全保障の位置づけ、安保理における新しい任務（Szasz）、国家主権・人道的介入の問題、非国家主体の国際法における位置づけなどがあげられる（Oberleitner）。

5-4 実務家と研究者の協働

人間の安全保障研究において実務者との協働は、もうひとつの重要な試みとすでになりつつある。たとえば人間の安全という観点からの達成度、正当性の政策評価を研究者が行うことは意味があるし、平和構築や移民問題など、既存のルール・価値・手法に対して人間の安全保障を導入する、ガイドライン（指針）化も実務との協働で可能な貢献分野である。とはいえ、学術研究が直接に実務現場で効果的に利用可能であると過大に期待するべきではない。研究者が政府や援助機関に出向し

たり、実務家が大学院で研究を実施したり教鞭をとるなど、近年になって人間の安全保障に関連した分野においては頻繁に見られるようになっている。こうした活動を通じて、共通の言語と認識による共同体を形成し、建設的かつ批判的な緊張関係のもとに相互に作用しあうことは新しい知と実践の創出方法のひとつである。

＊本論文は、日本国際政治学会2008年度年次研究大会・部会13「人間の安全保障」（つくば国際会議場、2008年10月26日）に提出されたペーパーに若干の加筆修正を行ったものである。

引　用　文　献

・Acharya, Amitav. 2001. “Human Security: East versus West.” *International Journal* LVI-3: 442-460.
・足立研幾（2002）「対人地雷全廃レジーム形成過程の分析」『国際政治』130号：175-191頁。
・Ashley, Richard. 1989. “Living on Border Lines: Man, Poststructuralism, and War.” In James Der Derian and M. Shapiro eds. *International/ Intertextual Relation*s. New York: Lexington Books.
・Baldwin, David.1997. “The Concept of Security.” *Review of International Studies* 23: 5-26.
・Booth, Ken. 1991a. “Security and Emancipation.” *Review of International Studies* 17-4: 313-326.
・Booth, Ken. 1991b. “Security in Anarchy: Utopian Realism in Theory and Practice.” *International Affairs* 67-3: 527-45.
・Buzan, Barry and Ole Wæver. 1997. “Slippery? Contradictory? Sociologically Untenable? The Copenhagen School Replies.” *Review of International Studies* 23-1: 241-250.
・Buzan, Barry. 1991. *People, States and Fear*. NY: Harvester Wheatsheaf.
・Buzan, Barry. 1997. “Rethinking Security After the Cold War.” *Cooperation and Conflict* 32-1: 5-28.
・Checkel, Jeffrey. 1997. “International Norms and Domestic Politics: Bringing the Rationalist-Constructivist Divide.” *European Journal of International Relations* 3-4: 473-495.
・Chilton, Paul. 1996. *Security Metaphors*, New York: Peter Lang.
・Cockel, John. 2000. “Conceptualising Peacebuilding: Human Security and Sustainable Peace.” In Michael Pugh ed. *Regeneration of War-torn Societies*. London: Macmillan Press: 15-34.
・Deudney, Daniel. 1990. “The Case against Linking Environmental Degradation and National Security.” *Millennium* 19-3: 461-476.
・Donnelly, Jack.1996. “Rethinking Human Rights.” *Current History* Nov.: 387-391.
・Evans, Paul. 2004. “Human Security and East Asia: In the Beginning.” *Journal of East Asian Studies* 4-2: 263-284.
・Fischer, Dietrich. 1993. *Nonmilitary Aspects of Security*. Aldershot: Dartmouth.
・Falk, Richard. 1995. *On Humane Governance*. Philadelphia: Pennsylvania UP.

・Frost, Mervyn. 1998. “A Turn not taken: Ethics in IR at the Millennium.” In Tim Dunn, Michael Cox, and Ken Booth eds. *The Eighty Years Crisis.* Cambridge: Cambridge University Press, 1998: 119-132.
・Galtung, Johan. 1969. “Violence, Peace and Peace Research.” *Journal of Peace Research* 6-3: 167-191.
・Glasius, Marlies and Mary Kaldor eds. 2006. *A Human Security Doctrine for Europe: Project, Principles, Practicalities*. London: Routledge.
・浜名弘明・笹岡雄一（2008）「脆弱国家をめぐる最近の研究動向」『グローバリゼーションと国際開発研究「脆弱国家の開発戦略」研究報告書』（平成19年度外務省委託）国際開発高等教育機構・国際開発研究センター。
・福島安紀子（2007）「いま新たに人間の安全保障を考える」『慶応法学』8号：1-71頁。
・Ikeda, Josuke. 2007. “Reconciling the Universal and the Territorial: The Concept and the Practice of Human Security.” *Interdisciplinary Information Sciences* 13-1: 139-150.
・Jackson, Robert. 2000. *Global Covenant: Human Conduct in a World of States*. Oxford: Oxford University Press.
・King, Gary and Christopher Murray. 2001-2002. “Rethinking Human Security.” *Political Science Quarterly* 226-4: 585-610.
・Kleinschmidt, Harald ed. 2006. *Migration, Regional Integration and Human Security*. Ashgate.
・Krause, Keith and Michael Williams eds. 1997. *Critical Security Studies.* Minneapolis: University of Minnesota Press.
・栗栖薫子（1998）「人間の安全保障」『国際政治』117号:85-102頁。
・栗栖薫子（2001）「人間の安全保障－主権国家システムの変容とガバナンス」赤根谷達雄・落合浩太郎編『新しい安全保障論の視座』亜紀書房:113-149頁。
・栗栖薫子（2005）「人間の安全保障規範の形成とグローバル・ガヴァナンス―規範複合化の視点から」『国際政治』143号:76-91頁。
・栗栖薫子「人間の安全保障「規範」の受容－日本における政治過程」『人間の安全保障とグローバル・ガバナンス』ミネルヴァ書房（近刊）。
・Levy, Mark A. 1995. “Is the Environment a National Security Issue?” *International Security* 20-1: 35-62.
・Linklater, Andrew. 2001. “Citizenship, Humanity and Cosmopolitan Harm Conventions.” *International Political Science Review* 22-3: 261-277.
・Lynn-Jones, Sean M. and Steven E. Miller eds. 1995. *Global Dangers.* Cambridge, MA: MIT Press.
・McRae, Rob and Don Hubert eds. 2001. *Human Security and the New Diplomacy: Protecting People, Promoting Peace*. Montreal: McGill-Queen’s.
・McSweeney, Bill. 1996. “Identity and Security: Buzan and the Copenhagen School.” *Review of International Studies* 22-11: 81-93.

・三浦聡（2005）「複合規範の分散革新」『国際政治』143号：92-105 頁。
・望月克哉編（2006）『人間の安全保障の射程－アフリカにおける課題』アジア経済研究所。
・Narayan, Deepa.1997. *Voices of the Poor: Poverty and Social Capital in Tanzania*. Washington, D.C.: World Bank.
・Newman, Edward and Oliver Richmond eds. 2001. *The United Nations and Human Security*. New York: Palgrave.
・Newman, Edward. 2008.“The UN and Human Security: Between Solidarism and Pluralism.” Paper presented at International Symposium “Human Security and the Future of International Public Policy” held at Osaka University.
・Nussbaum, Martha. 2000. *Women and Human Development: the Capabilities Approach*. Cambridge: Cambridge University Press.
・Nussbaum, Martha. 2001. *Upheavals of Thought: the Intelligence of Emotions*. Cambridge: Cambridge University Press.
・Oberleitner, Gerd. 2005. “Human Security: A Challenge to International Law?” *Global Governance* 11-2 : 185-203.
・O’Manique, Colleen. 2006. “The Securitisation” of HIV?AIDS in Sub-Saharan Africa: A Critical Feminist Lens.” In Maclean et.al. eds. *A Decade of Human Security*: 161-178.
・押村高（2004）「国家の安全保障と人間の安全保障」『国際問題』530号：14-27頁。
・Owen, Taylor. 2004. “Human Security – Conflict, Critique and Consensus: Colloquium Remarks and a Proposal for a Threshold-Based Definition.” *Security Dialogue* 35 (3) September: 373-387.
・Owen, Taylor. 2008. “Measuring Human Security: Methodological Challenges and the Importance of Geographically-Referenced Determinants.” In Peter Liotta ed, *Environmental Change and Human Security: Recognizing and Acting on Hazard Impacts*. Springer NATO Science Series: 35-64.
・Paris, Roland. 2001. “Human Security: Paradigm Shift or Hot Air?” *International Security* 26-2: 87-102.
・Price, Richard. 1998. “Reversing the Gun Sights: Transnational Civil Society Targets Land Mines.” *International Organization* 52-3 (Summer): 613-644.
・佐藤誠三郎（1999）「国防がなぜ安全保障になったのか」『外交フォーラム』：4-19頁。
・Thakur, Ramesh, et. al. eds. 2005. *International Commissions and the Power of Ideas*. New York: United Nations University Press.
・土佐弘之（2003）『安全保障という逆説』青土社。
・A Report by the SDSA Team. 2008. *State of Democracy in South Asia*. New Delhi: Oxford University Press.
・Smith, Heather. 2006. Diminishing Human Security: The Canadian Case.” In Sandra Maclean et.acl. eds. *A Decade of Human Security*. Aldershot: Ashgate : 73-84.

・Szasz, Paul. 2002. “The Security Council Starts Legislating.” *American Journal of International Law* 96-4: 901-905.
・Tadjbakhsh, Shahrbanou and Anuradha Chenoy. 2007. *Human Security: Concepts and Implications*. London: Routledge.
・Ullman, Richard. 1983. “Redefining Security.” *International Security* 8-1: 129-53.
・和田賢治（2006）「人間の安全保障」の政治的有用性に関する一考察－カナダ政府を事例として」『国際協力論集』14-1：77-98頁。
・Wæver, Ole et.al. 1993. *Identity, Migration and the New Security Agenda in Europe.* London: Pinter Publishers.
・Wæver, Ole. 1995. “Securitization and Desecuritization.” In R. D. Lipschutz ed. *On Security*. NY: Columbia University Press: 46-86.
・Wheeler, Nicholas. 2000. *Saving Strangers*. Oxford: Oxford University Press.